

告 示

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー八潮店

埼玉県八潮市八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業地内七十七街区五画

地外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 埼玉県生活環境保全条例第四十一条により、アイドリング・ストップの周知を図ること。

(2) 埼玉県生活環境保全条例第六十六条で定める深夜営業騒音等の規制を守ること。（午後十時から翌日午前六時までの時間においては、騒音の大きさを敷地境界で五十デシベル以下とすること。午後十一時から翌日午前六時までの時間においては、有線ラジオ放送装置等の音響機器を使用しないこと。ただし、後段は、当該音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合を除く。）

(3) 騒音規制法、振動規制法又は八潮市公害防止条例で定める特定建設作業を実施する場合は、作業開始日の七日前までに届出をすること。

(4) 周辺住民の生活環境保全のため、公害等の未然防止に努めること。また、市民より苦情等が生じた場合は、速やかに、かつ誠意をもって対処すること。

(5) 環境諸法令を遵守すること。

(6) 駐車場出入口付近の車輛及び歩行者の誘導について警備員を配置するなど、安全対策及び交通渋滞、事故等が発生しないよう努めていただきたい。

(7) 八潮市みなでつくる美しいまちづくり条例第九十三条第一項に基づき通知した、大規模開発事業の地域特性基準における次の要請事項について、関係者と協議すること。

① 開発区域南側及び西側道路に面する部分への常夜灯の設置の検討について

② 開発区域南側道路を利用する歩行者の安全性を確保するため、車両と歩

行者の動線を明確に区別できるような措置に関する対応について

(8) 八潮産品の販売について積極的に取り組んでいただきたい。

(9) 八潮市商工会に加入するよう努めていただきたい。

(10) 地域で行われる催しに対し、積極的な協力をしていただきたい。

(11) 八潮市民を積極的に雇用するよう配慮していただきたい。

二 縦覧期間

平成二十六年七月四日から平成二十六年八月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター